免除申請について

〈令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験用〉

免除資格要件（P.1）に該当し、令和７年第Ⅱ回短答式試験出願時に試験科目の一部免除等の適用を受けようとする方は、出願前に免除申請を行い、公認会計士試験免除通知書を取得する必要があります。

申 請 期 限　　**令和７年１月 24 日（金）（消印有効）**

※　令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で免除の適用を受けたい場合の申請期限です。

申請の流れ（P.2）

免除申請 **（必要書類を審査会に郵送）**	・特定の資格を有する方等は、試験科目の一部免除等を受けることができます。 ・必要書類（P.3～P.7）を審査会に郵送します。
⬇	
審査	・必要がある場合には、提出された申請書類の記載内容の確認を行うほか、追加書類の提出を求めることがあります。
⬇	
免除通知書の交付	・免除通知書は公認会計士試験に合格するまで有効となるため、大切に保管してください。
⬇	
出願	・出願時に免除通知書番号を入力し、免除の適用を受けたい科目を選択してください。

※　「公認会計士試験短答式試験合格通知書」や「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を取得し、有効期限内の試験で免除の適用を受けようとする場合は、免除申請書の提出は不要です。出願時の手続に従ってください。

公認会計士・監査審査会

1 概要

〈免除の種類と要件〉

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、免除申請書及び添付書類の内容を審査した後、試験科目等の免除を認められる方に対しては「公認会計士試験免除通知書」を交付します。当該通知書がないと、試験科目等の免除の適用が受けられません。

なお、旧公認会計士試験制度の下で平成 17 年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります（各資格要件の詳細は P.3～P.7 参照）。

（注）　は第Ⅱ回短答式試験にのみ出願が可能

資格要件	免除科目	
	短答式試験	論文式試験
商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方	全部	会計学、経営学
法律学教授・准教授／法律学博士の学位を取得された方	全部	企業法、民法
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方	―	経済学
司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方／司法試験合格者（令和 4 年 9 月 30 日以前に免除通知書を交付された方）	全部	企業法、民法
旧司法試験第 2 次試験合格者	全部	旧司法試験第 2 次試験において受験した科目 （当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学）
税理士となる資格を有する方	財務会計論	租税法
税理士試験の科目（簿記論及び財務諸表論）合格者	財務会計論	―
会計専門職大学院修了者（見込者） ※見込者については、P.5 をご覧ください。	財務会計論、 管理会計論、 監査論	―
金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に 7 年以上従事した方	財務会計論	―
不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第 2 次試験合格者	―	経済学又は民法
企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	―	会計学
監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	―	監査論
旧公認会計士試験第 2 次試験合格者のうち旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目のある方	―	旧公認会計士試験第 2 次試験において免除を受けた科目（当該科目が商法である場合は企業法）
高等試験本試験合格者	全部	高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合は企業法）

2 免除申請方法

審査の結果、免除が認められた方に対しては、免除通知書を交付します。免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください（紛失された場合は、令和 7 年公認会計士試験受験案内<第Ⅱ回短答式試験用>P.5 参照）。

なお、審査結果を通知した後においては、審査のために提出された書類は返戻しません。

※　氏名に旧字体等の異体字を使用されている場合、免除通知書の記載が常用漢字などの他の字体に置き換えられる可能性がございますのでご了承ください。

(1)　提出書類

①　免除申請書

・　申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入。

②　免除資格を有することを証する書面（P.3～P.7 参照）

③　返信用封筒（長形３号、12cm×23cm 程度の大きさ）

・　簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留 460 円、特定記録 320 円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること。

※　切手代が不足する場合、免除通知書を送付いたしかねますので、ご留意ください。

※　超過分の切手代は返金しません。

・　返信先の郵便番号、住所及び氏名を明記すること（原則として、返信先は免除申請書に記載した住所に限る）。

(2)　上記書類の提出

受付期間：通年

※　令和 7 年第Ⅱ回短答式試験出願のために免除申請を行う場合は、令和 7 年 1 月 24 日（金）（消印有効）までに提出してください。なお、免除可否の審査に相当の日数を要する場合があります。

提 出 先:審査会(令和 7 年公認会計士試験受験案内<第Ⅱ回短答式試験用>P.20 の宛名ラベルを活用してください。)

提出方法：郵送のみで受付けます。(簡易書留又は特定記録郵便に限ります。)

注意（免除申請に係る提出書類等）

※　提出書類に不足や不備がある場合には、免除通知書の交付が出願期限に間に合わない場合があります。
※　免除資格を有することを証する書面の発行機関に照会する場合があります。

３　免除資格要件・添付書類

(1)　商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方

①　対象者

大学等において 3 年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

②　免除資格を有することを証する書面

※　下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

＜教授又は准教授の場合＞

- 在職（在籍）証明書（3 年以上の在職が明らかになるもの）
- 講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在職 3 年間の講義の内容が明らかになるもの）
- 時間割表（在職 3 年間）
- 学歴及び経歴書
- 研究業績一覧

＜博士号取得者の場合＞

- 学歴及び経歴書
- 研究業績一覧
- 博士課程在籍及び成績証明書
- 博士学位論文（コピー可）
- 博士学位授与証明書
- 博士学位審査報告書

(2)　法律学教授・准教授／法律学博士の学位を取得された方

①　対象者

大学等において 3 年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

②　免除資格を有することを証する書面

上記(1)②と同じ

(3)　経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方

①　対象者

大学等において 3 年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

②　免除資格を有することを証する書面

上記(1)②と同じ

(4)　司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

①　対象者

司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

②　免除資格を有することを証する書面

・　司法試験合格証明書（法務省発行）（原本）　※　合格証書ではございません。

・　法科大学院修了証明書（法科大学院発行）（原本）又は司法予備試験合格証明書（法務省発行）（原本）

※　上記２種類の証明書が両方とも必要となります。

※　合格証書（原本・コピー）は添付書類として受け付けません。

(5)　旧司法試験第２次試験合格者

①　対象者

旧司法試験第２次試験に合格した方

②　免除資格を有することを証する書面

合格証明書（法務省発行）（原本）

(6)　税理士となる資格を有する方

①　対象者

税理士登録を受けている方等

②　免除資格を有することを証する書面

＜税理士登録を受けている場合＞

・　登録事項証明書（日本税理士会連合会発行）（原本）

・　税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等

※　上記２種類の証明書が両方とも必要となります。

＜税理士登録を受けていない場合＞

・　税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等

・　在職証明書（任意様式、２年間の実務経験があることを証するもの）

・　源泉徴収票（在職証明書に係る期間分）（コピー）等

※　詳細は審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス　cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(7)　税理士試験の科目合格者

①　対象者

税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の２科目について基準(満点の　60　パーセント)以上の成績を得た方(基準以上の成績を得たものとみなされる方を含む。)

※　簿記論及び財務諸表論の２科目に合格した方又は１科目に合格かつ１科目免除の方が該当し、２科目とも免除された方は該当しません。

②　免除資格を有することを証する書面

税理士試験等結果通知書（国税審議会発行）（コピー）等、簿記論及び財務諸表論の２科目について基準以上の成績を得たことを証する書面

(8)　会計専門職大学院修了者

①　対象者

会計専門職大学院において、

（ⅰ）　簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究

（ⅱ）　原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究

（ⅲ）　監査論その他の監査に属する科目に関する研究

により、上記（ⅰ）に規定する科目を 10 単位以上、（ⅱ）及び（ⅲ）に規定する科目をそれぞれ 6 単位以上履修し、かつ、上記（ⅰ）から（ⅲ）に規定する科目を合計で 28 単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を取得された方

②　免除資格を有することを証する書面

「修得・修了証明書」（会計専門職大学院発行）（原本）

※　履修科目に関して講義の内容等が分かる書類の提出を求める場合があります。

※　成績証明書や修了証明書等は受け付けません。

会計専門職大学院修了見込者の場合

令和 7 年 3 月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる方は、出願時に該当箇所を選択し、以下のとおり必要書類を審査会に提出することで免除の適用を受けた出願をすることが可能です。

＜ステップ 1 ：修得・修了見込証明書及び届出書の提出＞

下記ア、イをウ、エに従い審査会に提出してください。

ア　修得・修了見込届出書

（届出書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入。）

イ　免除資格を有することを証する書面

「修得・修了見込証明書」（原本）（会計専門職大学院発行）

※　成績証明書や修了見込証明書等は受け付けません。

ウ　提出期限

（書面のみ）令和 7 年 2 月 25 日（火）消印有効

エ　提出方法

任意の封筒に令和 7 年公認会計士試験受験案内<第Ⅱ回短答式試験用>P.20 の宛名ラベルを貼り、簡易書留又は特定記録郵便で審査会宛てに郵送してください。

＜ステップ 2 ：出願＞

免除の適用を受ける場合は、出願時に該当箇所を選択する。

＜ステップ 3 ：免除申請書等の提出＞

修士（専門職）の学位を取得した後に、下記ア、イ、ウをエ、オに従い提出してください。審査会の審査終了後、令和 7 年 4 月下旬頃に審査会から**免除通知書**を送付します。なお、受験票・写真票は各自ダウンロードしてください。詳しくは令和 7 年公認会計士試験受験案内〈第Ⅱ回短答式試験用〉をご覧ください。

ア　免除申請書

イ　免除資格を有することを証する書面

「**修得・修了証明書**」（会計専門職大学院発行）（**原本**）

※　成績証明書や修了証明書等は受け付けません。

ウ　返信用封筒（P. 2 (1)③参照）

エ　申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和 7 年 4 月 9 日（水）必着

※　期限までに上記書類の提出がない場合には、令和 7 年第Ⅱ回短答式試験では、当該科目の免除の適用は受けられません。

オ　提出方法

任意の封筒に令和 7 年公認会計士試験受験案内<第Ⅱ回短答式試験用>P.20 の宛名ラベルを貼り、簡易書留又は特定記録郵便で審査会宛てに郵送してください。

(9)　金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に７年以上従事した方

①　対象者

金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して７年以上である方

②　免除資格を有することを証する書面

※　下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

ア．在職証明書など、在職期間にわたる担当部署が証明できる書類

イ．業務分掌規程など､在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できる書類(会社の証明があるもの)

ウ．会社案内

エ．事務又は業務に従事した期間分の監査報告書（コピー）など、事務又は業務に従事した期間において監査を受けていることが分かる書類

※　「在職証明書」及び「業務分掌規程」によって在職期間にわたる担当部署や、在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できない場合は、それを補足する資料が必要です。

※　7 年以上の業務従事期間に転職又は所属会社に組織変更があった場合はそれらを証明する資料が必要となります。

※　国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して 7 年以上である方は、審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(10)　不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第２次試験合格者

①　対象者

不動産鑑定士試験合格者

旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第２次試験合格者

②　免除資格を有することを証する書面

合格証明書（国土交通省発行）（原本）

(11)　企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

①　対象者

企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

②　免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(12)　監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

①　対象者

監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

②　免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

(13)　旧公認会計士試験第２次試験合格者のうち、免除を受けていた方

①　対象者

旧公認会計士試験第２次試験合格者のうち、旧公認会計士試験第２次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある方

※　旧公認会計士試験第２次試験論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請を行う必要があります。

②　免除資格を有することを証する書面

- 旧公認会計士試験第２次試験論文式試験の合格証書のコピー
- 平成 17 年以前に交付を受けた「公認会計士第２次試験免除通知書」（原本）
  又は「公認会計士第２次試験免除確認（認定）通知書」（原本）
- 該当する免除資格要件の「免除資格を有することを証する書類」

公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board